

茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会について

1. 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会

(1) 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会とは【茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱より抜粋】

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第26条第1項の規定に基づく連絡調整並びに高齢者、障害者等の移動円滑化の促進に係る事項に関する協議及び連絡調整を行う

→バリアフリーに関する意見を市政に反映させるための機関

(2) 高齢者、障害者等とは【茅ヶ崎市バリアフリー基本構想より抜粋】

- 茅ヶ崎市では、高齢者や障がい者のほか、けが人、妊産婦、子育て世代や外国人、性的マイノリティを含めた多様な人々をバリアフリーの対象者とし、「高齢者、障害者等」と表現しています。

(3) バリアフリーとは【政府広報ホームページより抜粋】

- バリアフリーとは、生活の中で不便を感じることを、様々な活動をしようとするときに障壁になっているバリアをなくす(フリーにする)ことです。
- バリアフリーという言葉は、もともとは建築用語として、道路や建築物の入口の段差など物理的なバリア(障壁)の除去という意味で使われてきましたが、現在では、障害のある人や高齢者だけでなく、あらゆる人の社会参加を困難にしている全ての分野でのバリア(障壁)の除去という意味で用いられています。

(4) バリアはどこにある【政府広報ホームページより抜粋】

① 物理的なバリア

公共交通機関、道路、建物等において、利用者に移動面で困難をもたらす物理的なバリア

(例) 路上の放置自転車、急こう配や狭い通路、ホームと電車の隙間や段差、建物までの段差、滑りやすい床、座ったままでは届かない位置にあるものなど

② 制度的なバリア

社会のルール、制度によって、障害のある人が能力以前の段階で機会の均等を奪われているバリア

(例) 学校の入試、就職試験などで、障害があることを理由に受験などを制限するなど

③ 文化・情報面でのバリア

情報の伝え方が不十分であるために、必要な情報が平等に得られないバリア

(例) 視覚に頼ったタッチパネル式のみでの操作盤、音声のみによるアナウンスなど

④ 意識上のバリア

周囲からの心ない言葉、偏見や差別、無関心など、障害のある人を受け入れないバリア

(例) 障害がある人に対する無理解、かわいそうな存在だと決めつけたりすること、点状ブロックがあることに無関心で、その上に無意識に立ったり物を置いたりすることなど

→意識上のバリアをなくすために大切なのが、一人ひとりの「心のバリアフリー」です。

2. 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会市民部会

(1) 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会市民部会【茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱より抜粋】

- 協議会は、特別の事項に関する協議及び連絡調整のため、部会を置くことができる
→協議会の中から自治会、福祉団体、高齢者団体、障害者団体、公募市民、学識経験者で構成し、「心のバリアフリー」の推進に関する取組を行っている

(2) 心のバリアフリーとは【ユニバーサルデザイン 2020 行動計画より抜粋】

- 様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです。
- そのためには、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要です。各人がこの「心のバリアフリー」を体現するためのポイントは、以下の3点とされています。

- ① 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること
- ② 障害のある人(及びその家族)への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底すること
- ③ 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと

(3) 国土交通省「教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン」

- 障害の社会モデルの考え方を反映しつつ、「教育啓発特定事業」(心のバリアフリーの取組)を実施するためのポイントや留意事項等について、ガイドラインとしてまとめる

<教育啓発特定事業>

①学校連携教育事業

児童等の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業

(例) 学校の間を活用した市町村等によるバリアフリー教室 等

②理解協力啓発事業

住民その他の関係者の理解の増進又はこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業

(例) 障がい当事者を講師とした住民向けバリアフリー講習会やセミナーの開催 等